

協議第 37 号

平成 15 年 11 月 6 日確認

各種事務事業の取扱い（消防防災関係その 3）について

各種事務事業の取扱い（消防防災関係その 3）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 11 月 6 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

# 協議第37号

## 協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて  
消防防災関係事業（その3）

津地区合併協議会

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |               |      |         |       |  |
|------|---------------|------|---------|-------|--|
| 協議項目 | 25 各種事務事業の取扱い | 専門部会 | 消防部会    | 調整の内容 | 1. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)<br>・消防本部の位置については、現在の久居地区広域消防組合本部庁舎とする。(確認済)<br>・消防署の配置については、4消防署・6分署・4分遣所とする。 |
| 関係項目 | 消防防災関係事業      | 分科会  | 消防総務分科会 |       |  |

| 区分        | 構成市町村の現況  |   | 調整の具体的内容  |
|-----------|---|---|---|
|           | 津市  | 久居地区広域消防組合  |   |
| 1 組織に関する事 | <p>○消防本部に関する事<br/>                     「津市消防本部および消防署の設置等に関する条例」「津市消防本部の組織に関する規則」に基づく。<br/>                     名称:津市消防本部 位置:津市寿町14-20<br/>                     組織:消防総務課、予防課、消防救急課・通信指令室<br/>                     事務分掌について定める。<br/>                     消防長以下の職位と、充てる階級を定める。等</p> <p>※別紙参照</p> <p>○消防署に関する事<br/>                     「津市消防本部および消防署の設置等に関する条例」「津市消防署の組織に関する訓令」に基づく。<br/>                     名称:津市中消防署 位置:津市寿町14-20<br/>                     組織:本署一 中署<br/>                         分署一 西分署、南分署<br/>                         分遣所一 美里分遣所、香良洲分遣所、<br/>                                 安濃分遣所(平成16年度完成予定)<br/>                     名称:津市北消防署 位置:津市栗真中山町816-2<br/>                     組織:本署一 北署<br/>                         分署一 河芸分署、芸濃分署<br/>                     それぞれの管轄区域を定める。<br/>                     事務分掌について定める。<br/>                     署長以下の職位と、充てる階級を定める。等</p> <p>○消防行政担当区域に関する事<br/>                     「消防行政担当区域制度実施要綱」を定めている。</p> <p>○消防相談に関する事<br/>                     「消防相談実施要綱」を定めている。</p> | <p>○消防本部に関する事<br/>                     「久居地区広域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例」「久居地区広域消防組合消防本部組織に関する規則」に基づく。<br/>                     名称:久居地区広域消防組合消防本部<br/>                     位置:久居市明神町2276番地<br/>                     組織:総務課、警防課、通信指令室、予防課の事務分掌について定める。消防長以下の職位と、充てる階級を定める等。</p> <p>※別紙参照</p> <p>○消防署に関する事<br/>                     「久居地区広域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例」「久居地区広域消防組合消防署組織規程」に基づく。<br/>                     名称:久居地区広域消防組合久居消防署<br/>                     位置:久居市明神町2276番地<br/>                     名称:久居地区広域消防組合一志消防署<br/>                     位置:一志町大字田尻字上ノ345番地の1<br/>                     名称:久居地区広域消防組合白山消防署<br/>                     位置:白山町大字川口字関の宮513番地の2<br/>                     名称:久居地区広域消防組合嬉野消防署<br/>                     位置:嬉野町大字権現前464番地の4<br/>                     名称:久居地区広域消防組合美杉消防署<br/>                     位置:美杉村奥津910番地の1<br/>                     組織:久居消防署西部出張所<br/>                     それぞれの管轄区域を定める。事務分掌について定める。署長以下の職員の職位と、充てる階級を定める。等</p> | <p>○合併後の消防本部については、新しく新市の消防本部庁舎建設することは避け、別紙現在庁舎の比較表及び本部の位置に関するメリット・デメリット比較表により検討を行った結果、現在の久居地区広域消防組合本部庁舎を新市消防本部庁舎として活用することが妥当であると考えている。<br/>                     また、消防業務は継続業務であるため、合併までに調整、移動等を行い新市移行後に即対応可能な状態にする。</p> <p>○消防署に関する事<br/>                     消防署の配置については、4消防署・6分署・4分遣所とする。(別紙参照)</p> <p style="text-align: center;">組織については、総務・企画部会の調整結果による。</p> <p>○消防行政担当区域に関する事及び消防相談に関する事については、津市の例により調整する。</p> |

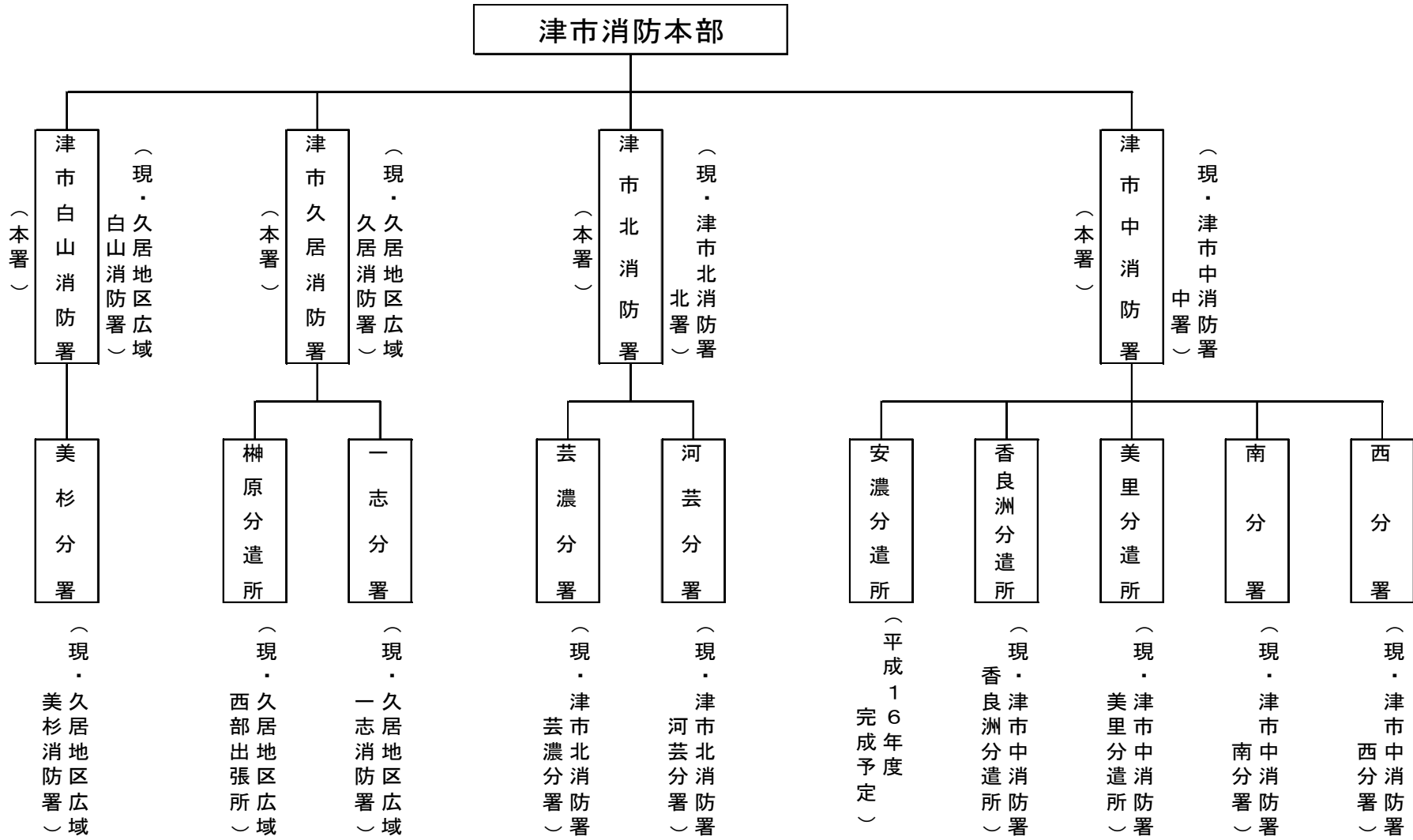
津市及び久居広域消防本部庁舎比較表

|                   | 津市消防本部庁舎      | 久居地区広域消防組合消防本部庁舎 | 津との比較  |
|-------------------|---------------|------------------|--------|
| 敷地面積              | 2,471.35㎡     | 7,301.930㎡       | 2.95倍  |
| 建築面積              | 717.0131㎡     | 1,976.334㎡       | 2.76倍  |
| 延べ面積              | 2,109.6123㎡   | 3,807.563㎡       | 1.8倍   |
| 構造                | 鉄筋コンクリート造     | 鉄筋コンクリート造        |        |
| 1階床面積             | 689.4872㎡     | 1,516.784㎡       | 2.2倍   |
| 2階床面積             | 659.1281㎡     | 1,117.720㎡       | 1.7倍   |
| 3階床面積             | 659.1281㎡     | 1,132.987㎡       | 1.7倍   |
| PH                | 101.8689㎡     | 40.072㎡          | 0.39倍  |
| 通信指令室の面積(機械室等含まず) | 72.00㎡(3階に設置) | 96.668㎡(3階に設置)   | 1.3倍   |
| 通信指令室予備室          | なし            | 102.776㎡(作戦会議室)  |        |
| 建築年月日             | 昭和47年2月       | 平成10年11月         | 25年9ヶ月 |
| 経過年数(平成14年12月末現在) | 30年2ヶ月        | 4年4ヶ月            | 〃      |
| 耐震構造              | 平成8年度補強工事     | 建築当初から           | 耐震構造   |

消防本部庁舎の位置に関する比較表

|       | 現・津市消防本部   | 現・久居地区広域消防組合本部  |
|-------|--|---|
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺人口が多く、消防需要に対する迅速な対応と効率的な住民サービスの向上が図れる。</li> <li>・新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政としての利便性があり、新市における災害対策本部との情報連絡等が有機的に機能する。</li> <li>・防災行政担当機関が近くに存在しているため事務効率が良い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市消防本部としての地理的な位置、庁舎の構造規模がほぼ満たされている。</li> <li>・通信指令室を統合するための面積的余裕があり、将来のデジタル化問題にも対応可能である。</li> <li>・防災拠点としての隣地の用地確保が見込める。</li> <li>・高速道路インターチェンジが近いこと、災害時における応援出動等が容易である。</li> </ul> |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強は講じられているものの、長年の使用により庁舎の老朽化が進み、災害拠点として将来的に不安がある。</li> <li>・敷地面積が狭いため、来庁者駐車場にも支障をきたしている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺人口が少なく、消防需要に対する迅速な対応と効率的な住民サービスが低下する。</li> <li>・新市における市役所の位置が現津市役所となった場合、行政として情報連絡等に不便である。また、防災行政担当機関が近くにないため、事務効率が悪い。</li> </ul>   |

# 消防署の組織(案)



※例規上、消防署は「本署」と規定する。